

《外商投资产业指导目录》修订稿解读

《外商投资产业指导目录》(以下简称“《目录》”)自 1995 年首次颁布以来,根据经济发展和对外开放需要,已修订 6 次。2016 年 12 月 07 日,国家发改委、商务部会同有关部门对《目录》再次进行修订,自 2016 年 12 月 07 日至 2017 年 01 月 06 日期间[向全社会公开征求意见](#)。

1. 《目录(修订稿)》修订背景

2016 年 10 月 08 日,商务部发布《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》,对不涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业的设立及变更,实行备案管理。同日,国家发改委、商务部发布公告,明确外商投资准入特别管理措施范围按《目录》中限制类和禁止类,以及鼓励类中有股权要求、高管要求的有关规定执行。

为了配合此次外商投资企业备案制改革,国家发改委、商务部再次对《目录》进行修订,并公布《目录(修订稿)》,大幅缩减了限制类条目,同时进行内容结构调整,将鼓励类有股比要求的条目以及限制类、禁止类整合为外商投资准入特别管理措施(外商投资准入负面清单),以实现对外商投资全面实施负面清单管理。

在《目录(修订稿)》对外公布之后,2016 年 12 月 28 日召开的国务院常务会议,再次明确了扩大对外开放积极利用外资的政策措施,推进对外资全面实施“准入前国民待遇+负面清单”管理模式,指出要修订《外商投资产业指导目录》及相关政策法规,鼓励外商更多投资高端、智能、绿色等先进制造业和工业设计、现代物流等生产性服务业,“中国制造 2025”战略的政策措施同等适用内外资企业。

2. 《目录(修订稿)》主要内容

相比《目录(2015 年版)》,《目录(修订稿)》对鼓励外商投资产业目录、限制外商投资产业目录及禁止外商投资产业目录均进行了修订,进一步扩大对外开放,同时结合经济发展状况对个别不适宜表述进行调整。

(1) 鼓励外商投资产业目录主要修订内容

减少鼓励外商投资	仍享受优惠政策	矿井瓦斯利用;汽车电子 总线网络技术;电动助力
----------	---------	----------------------------

「外商投資産業指導目録」改正案を読み解く

「外商投資産業指導目録」(以下「『目録』」)というは 1995 年に初めて公布されて以来、経済発展及び対外開放上の必要から、6 回の改正が行われた。2016 年 12 月 7 日、国家発改委、商務部は関係部門と共同で「目録」を改正し、2016 年 12 月 7 日から 2017 年 1 月 6 日までの期間、[パブリックコメントを募集した](#)。

1. 「目録(改正案)」の改正に至った背景

2016 年 10 月 8 日に、商務部は「外商投資企業の設立及び変更届出管理暫定弁法」を公布し、国がその参入に対し特別管理措置を実施することが定められていない外商投資企業を設立し、変更する場合、届出管理が実施されることになった。同日、国家発改委、商務部は公告を行い、外商投資参入特別管理措置の対象範囲は、「目録」の制限類と禁止類、並びに奨励類中の持分・高級管理職に関する要求の関係規定に従い実施がなされることを明確にした。

この度の外商投資企業届出制改革に歩調を合わせようと、国家発改委、商務部は「目録」の改正を行い且つ「目録(改正案)」を発表し、制限類の項目を大幅に削減するとともに、外商投資に対するネガティブリスト管理の全面实施を実現するため、内容構成を調整し、奨励類で持分比率の要求のある項目、及び制限類、禁止類を外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)へ一本化した。

「目録(改正案)」が社会に向けて発表された後、2016 年 12 月 28 日に開催された國務院常務會議では、対外開放を拡大して外資を積極的に活用する政策措置、外資に対する「投資前の内国民待遇+ネガティブリスト」管理方式の全面实施の推進、「外商投資産業指導目録」及び関連政策法规を改正すること、外国投資者によるハイエンド・インテリジェント・エコなどの先端製造業、及びインダストリアルデザイン、現代物流などの生産型サービス業へのより多くの投資を奨励し、「中国製造 2025」戦略の政策措置が同等に内資・外資企業に適用されることを改めて明らかにした。

2. 「目録(改正案)」の主な内容

「目録(2015 年版)」と比べると、「目録(改正案)」では、外商投資奨励産業目録、外商投資制限産業目録及び外商投資禁止産業目録のいずれについても改正を行っており、対外開放を一層拡大すると同時に、経済の発展に伴い、時代にそぐわなくなった個別の表現を調整した。

(1) 外商投資奨励産業目録の主な改正内容

外商投資奨励産業	これまで通り優遇	坑内ガスの利用、自動車 電子バス・ネットワーク技
----------	----------	-----------------------------

产业目录中有股比要求类产业，对外资比例不再做限制，未列入负面清单，可自由从事	策	转向系统电子控制器制造与研发；民用卫星设计与制造；民用卫星有效载荷制造，等。
	不再享受优惠政策	轨道交通运输设备；海洋工程装备（含模块）的制造与修理；船舶低、中速柴油机及曲轴的制造；综合水利枢纽的建设、经营；会计、审计，等。
增加的鼓励类产业		医用成像设备关键部件再制造；复印机等办公设备再制造；光电模块的开发与制造；烟气脱硫设备、烟气除尘设备制造；城市停车设施的建设、经营，等。
减少的鼓励类产业		激光切割和拼焊成套设备、激光精密加工设备、数控低速走丝电火花线切割机，等。
修改的鼓励类产业		“绿色无公害饲料及添加剂开发”变更为“安全高效环保饲料及饲料添加剂开发”；“第三代及后续移动通信系统手机、基站、核心网设备以及网络检测设备开发与制造”变更为“第四代”，等。

(2) 限制及禁止外商投资产业目录主要修订内容

解除外商投资限制，从负面清单内删除	贵金属（金、银、铂族）勘查、开采；锂矿开采、选矿；大米、面粉、原糖加工；生物液体燃料（燃料乙醇、生物柴油）生产（中方控股）；公路旅客运输公司；公务飞行、空中游览、摄影、探矿、工业等通用航空公司；外轮理货；资信调查与评级服务公司；自然保护区和国际重要湿地的建设、经营，等。
内外资一致管理，从负面清单内删除，但仍受到法律上的限制	大型主题公园建设、经营；军事、警察、政治和党校等特殊领域教育机构；高尔夫球场、别墅建设；博彩业（含赌博类跑马场）；色情业，等。
增加条目，新增限制类/禁止类产业	限制类产业：公共航空运输公司增加限制条件“法定代表人须具有中国国籍”；原“粮食收购，粮食、棉花批发”变更为“稻谷、小麦、玉米收购、批发”；电网的建设、经营

目录のうち、持分比率に要求のある産業を減らし、外資比率の制限がなく、ネガティブリストに記載されていない産業であれば自由に従事することができるもの	措置を受けるもの	術、電気式パワーステアリング電子制御機器の製造と R&D、民間用衛星の設計と製造、民間用衛星ペイロードの製造、その他。
	優遇措置が取り消されるもの	軌道系交通輸送設備、海洋エンジニアリング装備（モジュールを含む）の製造と修理、船舶用低速・中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの製造、総合水利中枢施設の建設・経営、会計、会計監査、その他。
追加された奨励類産業		医療用映像設備中核部品再製造、複写機などのオフィス機器再製造、光モジュールの開発と製造、排煙脱硫設備、排煙除塵設備の製造、都市駐車場施設の建設・経営、その他。
削除された奨励類産業		レーザー切断及び溶接プラント設備、レーザー精密加工設備、数値制御式低速ワイヤカット放電加工機、その他。
調整された奨励類産業		「無汚染・無公害飼料及び添加剤の開発」が「安全・高効率・環境保全型飼料及び飼料添加剤の開発」へと調整され、「第三世代以降のモバイル通信システムの携帯電話、基地局、コアネットワーク設備及びネットワーク検査設備の開発と製造」が「第四世代」へと調整された。その他。

(2) 外商投資制限、禁止産業目録の主な改正内容

外商投資に対する制限が取り消され、ネガティブリストから削除されたもの	貴金属（金、銀、白金族）の探査・採掘、リチウム鉱の採掘・選鉱、米・面粉・原料糖の加工、バイオ液体燃料（バイオマスエタノール、バイオディーゼル）の生産（中国側の持分支配）、道路旅客輸送会社、ビジネスジェット、遊覧飛行、撮影、鉱物探査、工業などの汎用航空会社、外国貿易船の積荷検数、信用調査と格付けサービスを提供する会社、自然保護区と国際的な重要湿地の建設・経営、その他。
内資・外資の管理を一本化し、ネガティブリストから削除されたが、法律上の制限を受けるもの	大型テーマパークの建設・経営、軍事、警察、政治及び党校などの特別分野における教育機構、ゴルフ場・別荘の建設、賭博業（賭博性の競馬場を含む）、風俗業、その他。
追加項目あり、制限類/禁止類の産業を新たに追加した	制限類産業：公共航空輸送会社に「法定代表者は中国国籍を有すること」との制限条件が追加された。従来の「食糧の買付、食糧・棉の卸売り」が「粳、小麦、トウモロコシの買付、卸売

	(中方控股), 等。
	禁止类产业: 地面移动测量。

3. 《目录(修订稿)》的适用

根据《目录(修订稿)》, 2015年版《目录》中的93条限制性措施(包括鼓励类有股比要求条目19条, 限制类条目38条, 禁止类条目36条), 减少到62条, 外商投资企业可自由从事公路旅客运输、外轮理货、资信调查与评级服务、轨道交通运输设备、能量型动力电池、稀有金属冶炼等, 但是在电网的建设、经营以及地面移动测量方面, 将受到限制。

对于《目录(修订稿)》从限制类及禁止类产业目录中删去的“大型主题公园建设、经营、高尔夫球场、别墅建设”等条目, 并非外商投资企业可以从事, 只是按照内外资一致原则管理, 《目录(修订稿)》不再列示。因此, 并非外商投资准入特别管理措施(外商投资准入负面清单)以外的产业, 外商投资企业均可自由从事, 即使不在“负面清单”上, 凡是法律限制或禁止的, 无论内资还是外资都应受到同样的限制或禁止。律师认为, 此种做法体现了中国将内资及外资企业一致管理的政策趋势, 但一定程度上可能造成不明确性, 建议可以对这些内外资均限制或禁止从事的产业, 同样总结归纳予以列举, 作为单独的目录。

此外, 由于全面推行负面清单制度, 原各自贸区相关负面清单都已废止, 《目录(修订稿)》通过后, 将在包括各自贸区(上海、广东、天津、福建地区)在内的全国范围内施行, 但并不影响《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其补充协议和服务贸易协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其补充协议和服务贸易协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议等的执行。

(里兆律师事务所 2017年03月03日编写)

	り)へと調整した。電力網の建設・経営(中国側の持分支配)、その他。
	禁止類の産業: 地盤移動計測。

3. 「目錄(改正案)」の適用

「目錄(改正案)」によると, 2015年版「目錄」の93条の制限措置(奨励類のうち持分比率が要求された項目は19条, 制限類の項目は38条, 禁止類の項目は36条)が62条にまで削減され, 外商投資企業は道路旅客輸送、外国貿易船の積荷検数、信用調査と格付けサービス、軌道系交通輸送設備、電気自動車の動力エネルギー源となるバッテリー、希有金属の製錬などに自由に従事することができるようになったが, 電力網の建設・経営及び地盤移動計測においては, 制限を受けることになる。

「目錄(改正案)」の制限類及び禁止類産業目録から削除された「大型テーマパークの建設・経営、ゴルフ場・別荘の建設」などの項目については, 外商投資企業がそれらに従事することができるようになったわけではなく, 内資・外資一致原則に従ったものであり, 以降は「目錄(改正案)」に例示されないだけである。従って, 外商投資企業参加特別管理措置(外商投資企業参加ネガティブリスト)対象外でありさえすれば, 外商投資企業がそれらの産業に自由に従事できるというわけではなく, 「ネガティブリスト」に記載されていないとしても, 法律上, 制限又は禁止される項目については, 内資・外資を問わず, 同様に制限し又は禁止されることになる。このような進め方は, 中国が内資・外資企業に対し一致した管理政策を実施しているという動きが表れているものではあるが, 多少なりとも不明瞭化を招くことにもなり, 内資・外資を問わず制限又は禁止される産業を整理して列挙し, 目録を別途作成しておくのがよい。

なお, ネガティブリスト制度を全面的に推進するため, 従来の各自由貿易区のネガティブリストは全て廃止され, 「目錄(改正案)」が可決された後は, 各自由貿易区(上海、広東、天津、福建地区)を含め, 全国範囲で施行されることになるが, 「大陸と香港とのより緊密な経済・貿易関係に向けた協定」及びその補充協定とサービス貿易協定, 「大陸とマカオとのより緊密な経済・貿易関係に向けた協定」及びその補充協定とサービス貿易協定, 「海峡两岸経済協力枠組み協定」及びその後の協定などの実施には影響しない。

(里兆法律事務所が2017年3月3日付で作成)